



鳥取県公報

平成 19 年 6 月 15 日 (金)
第 7 8 9 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (525~527) (森林保全課) 2
	土地改良区の役員の退任 (528) (中部総合事務所農林局) 4
◇ 公 告	自衛官の募集 (防災危機管理課) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (行政監察室) 5
	一般競争入札の実施 (教育委員会教育センター) 7

告 示

鳥取県告示第525号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年6月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字荒金字上才ノ木682(次の図に示す部分に限る。)、大字浦富字宮ノ谷2948、2949、字大清水2987、字大清水堤谷2989、2990、字轟キ2997の2、2999から3001まで、字加山3003から3005まで、字城ノ谷3016、字城ノ谷堤奥3017から3019まで、字甥子谷3022、3023、字甥子谷口3035、字清水前3038、3040、3041、字福井谷3043、3045から3048まで、字田井坂3049から3052まで、字ハゲノ前3054、3055、3056の1、3056の2、3057の1、字泓田3058の1、3058の2、字宇和田3059の1、字坂ノ下3060(次の図に示す部分に限る。)、字茶屋ノ木3061、3062、3063の1、3065、3066の1、3066の2、3067の1、3067の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字黒谷字地堂327、字椎ノ尾333、大字池谷字下ノ松451の2、大字外邑字青木山457の2、字本谷山481の3、字滝谷下側571、字山ノ神647の1、大字延興寺字西釜戸686の2、大字荒金字岩ケ谷702(次の図に示す部分に限る。)、大字浦富字上内池田2956の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 526 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町柿原字徳道畑606から610まで、611の1、611の2、612から618まで、字ハチガス谷619から623まで、624の1、624の2、625、626、字ウズキ627から633まで、字馬頭東平634、635の1から635の32まで、字馬頭奥ク636の1、636の3から636の31まで、字馬頭西平637の2から637の28まで、字三尺638から642まで、字サカ落シ643から646まで、字三本杉647から657まで、字木地屋敷平658から663まで、664の1から664の21まで、665から667まで、字本谷668から670まで、671の1から671の29まで、672、673、字炭釜674、675、676の1から676の9まで、677、字白ドコ678から680まで、字倉掛688、字赤倉東平689から691まで、字谷頭692から703まで、字赤倉西平704から707まで、字イツガミ上平731から738まで、字イツガミ下平739から742まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 527 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市菅原字小倉谷8の1、9から24まで、25の1、字歩行谷124、125、126の1、126の2、128の1、129の1から129の3まで、130の1、130の2、133の1、133の2、134の1、134の2、135の1、135の2、136の1、136の2、137の1、137の2、138、139、140の1、広瀬字釜床1048の7から1048の19まで、字大瀬戸谷1049の1、1049の2、字芦谷1050の1から1050の3まで、1050の5、字松尾1103の1、1103の7（次の図に示す部分に限る。）、1103の8、1106、字七曲り1107の1、字萱野1111の10、1111の12、1111の14、1111の18、字スソバ1138の1から1138の7まで、1138の9、字杉障子谷1171の1、1171の2、1171の7、1171の9から1171の11まで、1171の13、1171の15、1171の17、1171の19、1171の21から1171の33まで、1171の35、1171の37から1171の40まで、1171の42から1171の49まで、字狼谷東平1172の1から1172の5まで、1172の7から1172の15まで、1173、1174、1176、1177の1から1177の3まで、字ハンザケ1236の1から1236の3まで、1236の4（次の

図に示す部分に限る。) 、1236の5、1236の6・1236の7(以上2筆について次の図に示す部分に限る。) 、1236の8、1236の9から1236の17まで(以上9筆について次の図に示す部分に限る。) 、1236の18、1236の19(次の図に示す部分に限る。) 、1236の20から1236の39まで、1236の40(次の図に示す部分に限る。) 、1236の41、1236の42、字小狼谷1237の1、1237の2、1238・1239の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。) 、1240の1、1241、1242の1、1242の2、1243から1246まで、1247の1から1247の4まで、1247の6から1247の9まで、1248の1から1248の4まで、字狼谷西平1249の1、1249の2、1250から1253まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 528 号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり国光土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 15 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事 岸 本 岩 男 倉吉市国分寺124

平成19年6月7日退任

公 告

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項の規定に基づき、平成19年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成 19 年 6 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 採用する自衛官及び採用予定数

(1) 二等陸士：若干名(男性)

(2) 二等海士：若干名(男性)

(3) 二等空士：若干名(男性)

2 募集期間

平成 19 年 7 月 3 日(火)まで

3 試験期日、試験種目及び試験場

(1) 試験期日

平成 19 年 7 月 4 日 (水)

(2) 試験種目

筆記試験 (国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査 (筆記式) 及び身体検査

(3) 試験場

米子市両三柳 2603 陸上自衛隊米子駐屯地

4 合格発表予定

平成 19 年 7 月中旬

5 採用予定

(1) 二等陸士：平成 19 年 7 月下旬及び 10 月下旬

(2) 二等海士：平成 19 年 8 月下旬及び 10 月下旬

(3) 二等空士：平成 19 年 7 月下旬及び 10 月下旬

6 応募資格

採用予定月の 1 日現在で満 18 歳以上 27 歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法第 38 条第 1 項に定める欠格事由に該当しない者であること。

7 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場 (自衛官募集窓口)

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部 (0857-23-2251)

(3) 自衛隊鳥取募集案内所 (0857-26-4019)

(4) 自衛隊倉吉地域事務所 (0858-26-2900)

(5) 自衛隊米子地域事務所 (0859-33-2440)

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

情報セキュリティ監査業務 一式

(2) 仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約日の翌日から平成 20 年 11 月 30 日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年鳥取県告示第841号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)のうち役務に係るものを有すること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成19年6月27日(水)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。
- (3) 平成19年6月15日(金)から同年7月9日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 運用監査については、特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会(JASA)が認定する公認情報セキュリティ監査人資格を有する者、特定非営利活動法人日本システム監査人協会が認定する公認システム監査人の資格を有する者又は財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)が認定するISMS主任審査員若しくはISMS審査員の資格を有する者を、技術的監査については情報セキュリティに係る技術的監査に関する専門知識を有する者をそれぞれ2名以上本件委託業務に従事させることができること。

3 契約担当部局

鳥取県行政監察監行政監察室

4 入札手続等

- (1) 入札に係る問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県行政監察監行政監察室 IT検査・監査担当
電話 0857-26-7827
電子メールアドレス gyouseikansatsusitsu@pref.tottori.jp
- (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当
電話 0857-26-7431、7432 又は 7433
- (3) 入札説明書の交付方法
平成19年6月15日(金)から同月29日(金)までの間にインターネットホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=60867>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。
ア 交付期間及び交付時期
平成19年6月15日(金)から同月29日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
イ 交付場所
(1)に同じ。
- (4) 郵便等による入札
不可とする。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
平成19年7月9日(月)午後2時
鳥取県庁第1会議室(鳥取県庁本庁舎地下1階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない

ない。

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出物を 4 の(1)の場所に平成 19 年 6 月 29 日(金)午後 3 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として落札金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県教育情報通信ネットワークシステムの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成 19 年 8 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日まで

(4) 履行場所

鳥取市湖山町北五丁目 201 鳥取県教育センターTorikyo-NET 管理室

(5) 入札方法

入札金額は、(1)のシステム賃貸借に係る 1 月当たりの単価を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうち、リース・レンタルに係るものを有していること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 19 年 6 月 21 日（木）午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出すること。

(3) 入札説明書で示すところにより、情報処理に関する資格を有する者を配置し、又は、1 の(1)に掲げるシステムと同等のシステムを県内に導入した実績を有する者であること。

(4) 平成 19 年 6 月 15 日（金）から同月 28 日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育センター情報教育課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目 201

鳥取県教育センター情報教育課

電話 0857-28-2323

ファクシミリ 0857-28-8513

電子メール jyouhou@kyoiku-c.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成 19 年 6 月 15 日（金）から同月 25 日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間に(1)の場所で交付する。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 19 年 6 月 28 日（木）午後 2 時

鳥取県教育センター第 2 研修室

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に平成 19 年 6 月 25 日（月）午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の(5)で定める入札金額に 59 月を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は契約保証金として 1 の(5)で定める契約金額に 59 月を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。